

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【公開番号】特開2014-6339(P2014-6339A)

【公開日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-002

【出願番号】特願2012-141023(P2012-141023)

【国際特許分類】

G 03 G 9/087 (2006.01)

C 08 G 63/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 3 1

G 03 G 9/08 3 8 1

C 08 G 63/16

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月8日(2015.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエステル樹脂A、ポリエステル樹脂B、及び着色剤を含有するトナーにおいて、

(1) 該ポリエステル樹脂Aは、結晶構造をとりうる部位を有する樹脂であり、

(2) 該ポリエステル樹脂Bは、結晶構造をとりうる部位を有さない樹脂であり、

(3) 透過型電子顕微鏡(TEM)を用いた該トナーの断面観察において、該トナーはトナー断面に該ポリエステル樹脂A由来のドメインを有し、該ドメインの中で長径が最大のドメインの長径が3.0μm以上であり、

(4) 該ドメインのアスペクト比(長径/短径)の平均が4.0以上20.0以下であり、

、

(5) 該ポリエステル樹脂Aの融点Taと該ポリエステル樹脂Bの軟化点Tbが下記式1を満足することを特徴とするトナー。

$$Ta < Tb \quad \dots \text{式1}$$

【請求項2】

該ポリエステル樹脂Aと該ポリエステル樹脂Bの質量比率が、5:95~40:60であることを特徴とする請求項1に記載のトナー。

【請求項3】

該ポリエステル樹脂Aが、炭素数6以上12以下の脂肪族ジオールを全アルコール成分に対して85モル%以上含有するアルコール成分と、炭素数6以上12以下の脂肪族ジカルボン酸を全カルボン酸成分に対して85モル%以上含有するカルボン酸成分とを重縮合して得られたポリエステル樹脂であることを特徴とする請求項1又は2に記載のトナー。

【請求項4】

該トナーが、熱球形化処理を経て製造されたトナーであることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のトナー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明は、ポリエステル樹脂A、ポリエステル樹脂B、及び着色剤を含有するトナーにおいて、

- (1) 該ポリエステル樹脂Aは、結晶構造をとりうる部位を有する樹脂であり、
- (2) 該ポリエステル樹脂Bは、結晶構造をとりうる部位を有さない樹脂であり、
- (3) 透過型電子顕微鏡(TEM)を用いた該トナーの断面観察において、該トナーの断面に該ポリエステル樹脂A由来のドメインを有し、該ドメインの中で長径が最大のドメインの長径が $3.0 \mu m$ 以上であり、
- (4) 該ドメインのアスペクト比(長径/短径)の平均が $4.0$ 以上 $20.0$ 以下であり、
- (5) 該ポリエステル樹脂Aの融点 $T_a$ と該ポリエステル樹脂Bの軟化点 $T_b$ が下記式1を満足することを特徴とするトナーを提供する。

$$T_a < T_b \quad \dots \text{式1}$$

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

なお、本発明におけるポリエステル樹脂Aドメインの最大長径及び平均アスペクト比は、透過型電子顕微鏡(TEM)を用いたトナーの断面観察を行うことにより測定することができる。測定方法は限定されるものではなく、ポリエステル樹脂Aのドメインの断面観察ができればよい。